

1 論文誌への投稿

(1) 論文種別

1. 論文 (Original Article)

(1) 世代間交流に関係のある独創的な研究結果、新規な方法・結果等で、信頼性が認められ、学問や世代間交流の発展に役立つ内容を、順序立てて明瞭に記述したもの。会員の参考となる新しいデータをまとめたもの。20ページ以内を原則。

(2) 世代間交流実践に貢献できる問題提起と意義があり、研究手法や道具の開発、要因の分析、実践の改善や環境づくり等、新たな点があるもの。世代間交流実践研究論文として、この分野に関心を持つ会員や読者にとって価値と有効性があるもの。20ページ以内を原則。

2. 資料 (Technical Information)

世代間交流に関する研究資料、実践報告、調査報告、プログラム開発、コンテンツ開発など、会員に参考になる有効な結果が得られているもの。10ページ以内を原則。

3. 研究ノート (Research Note)

世代間交流に関する新しい試みやその結果、意見、提案、討論を記述したもの。10ページ以内を原則。

4. 論壇・総説 (Prospective Overview / Review Article)

世代間交流における特定分野の内容を、広い視野から体系的に論じたものを「論壇」、また特定の主題について分野外の者にもわかりやすく解説したものを「総説」として掲載する。20ページ以内を原則。

5. 研究プロトコル (Research Protocol)

世代間交流に関する研究・調査等について、今後データ収集を開始するにあたり研究計画に関する概要を説明したもの。内容は、研究の背景（社会的背景・学術的背景・それに対する問題意識）、研究の目的、研究デザイン、研究の方法や手順、研究の対象者、評価項目、統計や解析方法、同意取得方法、研究を中止または終了する場合の基準、研究参加に伴う利益や負担、リスク、倫理的側面、研究を通じて集められる試料や情報の取り扱い、参考文献などから構成される。10ページ以内を原則。

6. 二次出版 (Secondary Publication)

日本世代間交流学会誌に掲載された日本語(又は英語)論文を忠実に英語(又は日本語)翻訳し、「二次出版」であることを明記して投稿したもの。引用を行う場合には当該の元論文を確認のうえ、引用すること。査読付き論文の扱いにはならない、当該の元論文のページに準拠したページ数を原則。

(2) 投稿の条件

1. 内容の主要な部分が、国内、国外の学会誌、機関誌、商業誌等に掲載済み、掲載予定、あるいは投稿中や投稿予定でないこと。ただし、研究会、大会等の学術講演、国際会議等における口頭発表・示説論文をまとめて投稿したものは差し支えない。
2. 論文の内容と記述が、他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず、研究上の倫理（研究倫理を参照のこと）に反しないよう、十分に配慮されていること。
3. 少なくとも、同じ分野の会員が十分理解できるように記述されていること。
4. 筆頭著者および責任著者は、本学会会員であること。ただし、共著者は本学会会員に限らない。
5. 本学会が示している「執筆要領」に沿っていること。

(3) 投稿原稿の取扱い

1. 投稿者は、論文、資料、研究ノート、論壇・総説、研究プロトコル、二次出版の中から希望する審査種別を指定して投稿する。
2. 投稿原稿は編集委員会で査読し、次のいずれかに取扱いを決定する。
 - A. 採択
 - B. 軽微な修正を要する条件付採択
 - C. 照会後再判定を要する条件付採択
 - D. 不採択
3. 軽微な修正を要する条件付採択（B判定）の場合は照会後2週間、照会後再判定を要する条件付採択（C判定）の場合は照会後1ヶ月を提出期限とする。期限を越えて修正原稿を提出したものは、新規投稿原稿とみなすこともある。

2 投稿原稿の著作権について

1. 本論文誌に採択決定された論文等（以下、論文とする）の著作権は、本学会に帰属する。
2. 投稿に際しては、論文として採択された場合に当該原稿の著作権が本学会に帰属することを、著者全員が同意しているものとみなす。したがって、投稿者は共著者全員に本投稿規定を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。
3. 採択後の掲載論文について、著者自身による学術教育目的等での利用（著者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、複写して配布等を含む）を、学会は原則として許諾する。ただし、出典（論文誌名、巻号ページ、出版年）を記載しなければならない。

3 原稿の扱いと費用負担

1. 不採択と決定した場合は、不採択の理由を付して投稿者に返送する。
2. 採択が決定した場合は、その旨を投稿者に通知し、最終原稿の電子ファイル（本文はMicrosoft Word、図表はMicrosoft Excelとする）の提出を求める。
3. 特別な電子ファイルで提出され、ファイル変換に費用が発生した場合は、投稿者の負担とする。

4. 投稿原稿が掲載された場合は、一律50,000円を掲載料として設定する。掲載料は投稿者負担とする。
5. 投稿原稿の共著者に本学会非会員が含まれる場合、非会員1人につき5,000円の掲載料を別途申し受ける。
6. 採択が決定された原稿は、著者校正を1回行う。この際、仕上がり表記の誤り以外の訂正、挿入等は認めない。
8. 本誌は日本世代間交流学会の機関紙であり、国立研究開発法人科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency, JST）が運営する電子ジャーナルサイトJ-STAGE上に電子ジャーナルとして1年に1巻発行する。採択が決定された原稿は、編集委員会が必要と認めた場合、J-STAGE上にて早期公開を行う。

2 倫理規定

本学会は、以下の研究倫理規定を示す。学会誌投稿における論文作成において、会員は研究に携わる者として以下の倫理規定を遵守すること。

第1 総 則

(目的)

日本世代間交流学会編集委員会は、世代間交流の研究に携わる会員の研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示し、かつ研究過程および結果の公表にまつわる紛争における解決のあり方を示すために、本規定を定める。

(遵守義務)

1. 日本世代間交流学会会員（以下、会員）は、研究過程および結果の公表にあたって、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、本規定に則って行動しなければならない。
2. 会員は、研究者として、常に最新の研究法に関する知見を探求し、使用しなければならない。
3. 会員は、研究者として、常に最新の先行業績を探索し、自己の研究水準の向上に努めなければならない。

第2 規定内容

A 引用

1. 研究は、先行業績の上に新たな知見を積み重ねることである。従って、先行業績の検討に際しては、自説と他説とを峻別することが重要であり、これを怠ると盗作もしくは剽窃として最も重大な倫理違反の一つとなることを強く自覚しなければならない。
2. 他説の引用は厳格であるべきであり、既に古典となった場合を除き、原著者名・出版年・文献・出版社・引用箇所を明示しなければならない。
3. 長文に渡る引用、図表の転載等の場合は、原則として、原出版社もしくは原著者からの承諾を得るべきである。

B 事例研究

1. 事例および世代間交流実践の既存データを活用して研究する場合は、関係者を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。
2. 関係者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。
3. 事例を使用する場合、前もって関係者から文書で承諾を得ることを原則とする。

C 調査

1. 調査を実施する際に、必要がある場合には、調査関係者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。
2. 調査用紙（質問紙）の文言は、関係者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
3. 調査結果を改竄してはならない。
4. 調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

5. 調査用紙（質問紙）および結果データは開示要求に対応すべく、最低5年は保存されなければならない。
6. 他者が行った調査で使用された調査用紙（質問紙）の全部または一部を使用する場合には、その旨を明示しなければならない。

D 査読

1. 投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。
2. 査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は全文を読了した上で、公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。
3. 査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
4. 査読結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。

E 二重投稿・多重投稿

1. 論文の投稿あるいは公表については、二重（多重）に行ってはならない。
2. 投稿あるいは公表した論文を本学会において発表する場合は、内容の一部変更・追加などの箇所を明示しなければならない。
3. 一連の連続投稿をする場合には、前著と同一でない旨を明示しなければならない。

F 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

1. 研究業績を発表する場合に、研究目的を外れて社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。
2. 研究に携わる者は、差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語であるかに関して理解を深めなければならない。

3 執筆要領

全ての原稿は最新版の米国心理学会（American Psychological Association, APA）の『Publication manual of the American Psychological Association』（以下、APA）に従って作成すること

1. 原稿

投稿の際は、所定の様式を用いて「投稿登録用紙」「抄録・本文」の各ファイルをMS-WORDで、「図表」のファイルをMS-EXCELで作成し提出する。本文のファイルは1頁に40字×30行とし、天地余白を30ミリとする。フォントは明朝体、サイズは10.5ポイントとする。原稿は、新仮名づかいで常用漢字を用い、句点は「。」を読点は「、」を使用する。図表のファイルは1シートに1つの図版を作成し、シート名を図表番号にする。

2. 原稿のページ数

原稿の制限ページは投稿規程参照。また、図、表内の文字サイズ等から、図、表の大きさが決められるので、十分注意すること。ただし、ページレイアウトによって、著者の予定ページと異なる場合が多いので、十分な余裕を持たせて計算すること。

3. 原稿の概要

投稿登録用紙には、題名、希望する原稿の種類、著者名、所属機関を入れる。題名は、論文等の内容が明確に分かるようにすること。なお、責任著書の連絡先を最後に記載する。

4. 抄録

論文、資料、論壇・総説の場合は、400字以内の和文抄録と和文抄録の英訳（英文サマリー：150語程度）を付ける。研究ノート、研究プロトコルの場合は、300字以内の和文抄録のみを付ける（英文サマリーは不要）。

5. キーワード

論文、資料、論壇・総説の場合は、5語以内の和文および英文大文字のキーワードを付ける。研究ノート、研究プロトコルの場合は、和文のみを付ける（英文キーワードは不要）。

6. 本文

次のように書くことが望ましい。

- (1) はじめに／序論：研究の背景、研究を始めた動機を説明する。また、論文内容の要約と得られた成果を簡潔に説明する。
- (2) 本文内容：研究の方法（実験方法、分析方法等）、得られた結果、知見、先行研究との比較、考察などについて、図表を用いて説明する。
- (3) まとめ／結論：得られた結論や成果を簡潔に記す。できれば箇条書きとする。また、残された課題があれば簡単に書く。
- (4) 見出しは以下のように数字もすべてゴシックを使用する。見出し数字の後は1文字分空けて記入する。

- 1.
- 1.1.
- 1.1.1.
- (1)

7. 外国語

固有名詞以外の外国語は、できる限り訳語を用い、必要な部分は初出の際のみ原綴を付する。

8. 図、表、写真

図1、表1、写真1のように一連番号を付するとともに、必ずタイトルを付ける。

表タイトルは表の左上部に、図と写真のタイトルは画像の下部中央にそれぞれ配置する。文字が小さい図表、カラー写真など、製本時に不鮮明になると判断された図、表、写真は採録しない。

9. 参考文献

- (1) 本文中での参考文献の引用は、次のようにAPA最新版に準拠し、記載する。

(例) Yamada(2008)は……………
Suzuki (2008) は……………
……………と知っている (Yamada, 2008)。
……………と知っている (鈴木, 2008)。

なお、著者人数によって、下記のような表記とする。

単著の場合、(山田, 2008)および(Yamada, 2008)

二名の著者の場合、(山田・鈴木, 2008)および(Yamada & Suzuki, 2008)

三名以上の著者の場合、(山田他, 2008)および(Yamada et al., 2008)

- (2) 引用文献は、APA最新版に準拠し、記載する。

10. 注

注はできるだけ少なくする。必要な場合、論文等の最後、引用文献の前に一括して入れ、本文中の該当箇所の右肩に1)、2)のように示す。

11. 記述

記述は簡潔かつ明瞭にする。本誌読者の多様な専門的背景を念頭におき記述形式に注意する。当用漢字、現代かなづかいとする。数字は算用数字を使用する。上付き、下付きの文字を明記する。

また、本文及び図表での統計記号 (p 、 t 、 F 、 SD など) はイタリック体にする。

数字の使用は半角で入力を行う。(1、2、3、11、12、123、234 など)

12．著作権、他者の人権等への配慮

原稿執筆に際しては、他者の著作権や、研究に関わる個人・集団（研究対象となった個人・集団や研究に関連のある個人・集団）のプライバシーや名誉に関する十分な配慮のもとに行う。

なお、人を対象とした研究(実験・調査等)に関しては、研究倫理審査委員会の承認を得たものであることを原稿中に明記する。研究倫理審査委員会の議を経していない場合は、研究実施やデータ収集等に際し、研究対象者に対して行った倫理的配慮について、具体的に記述する。

13. 投稿手続

原稿は、この「執筆要領」に従って執筆し、「筆頭著者（正会員）」又は「投稿責任者（正会員）」が投稿をする。その際、以下の提出が求められる。

- (1) 「投稿登録用紙」「本文テンプレート」それぞれの MS-WORD と図表のMS-EXCELを作成し、日本世代間交流学会誌編集事務局（journal@jsis.jp）宛にメールの添付ファイルで提出する。
※筆頭著者と責任著者が異なる場合には、責任著者を同報とするメールで筆頭著者が投稿することも可能である。
- (2) 英訳論文の場合は、元になった和文論文
- (3) 所定の申告書に、投稿時点の前の年から過去3年間及び出版受理時点までの期間を対象に、投稿内容に係る企業・組織または団体とのCOI状態を著者ごとに自己申告する。

付則

1. 本規定は、2024 年 10 月 31 日に改訂され、通常総会での承認を経て 2024 年 12 月 22 日より施行する。
2. 本規定は、2026 年 9 月 10 日に改訂され、理事会での承認を経て 2026 年 10 月 1 日より施行する。